

なりまして、第十回の委員会において、答申書を作成するとともに、小委員会を設けることになりました。そうしてその後はこの特別委員会において又回を重ねて審議されまして、この特別委員会の決定案が第十三回の十六年の一月二十四日に本会に報告されました。本会で議決になつたのであります。また、第十三回の一月の二十四日に特別委員会から提出されました案ばかりは中間の問題がありまして開きましたが、この時はまだ決定するに至りませんで、第十三回の一月の二十四日に特別委員会から提出されました案を審議いたしまして、同日答申案を通過いたしましたものであります。この特別委員会の審議なり、その特別委員会の案の内容につきましては、これは特別委員長であらわれました齊藤証人から詳細にお述べを願つたほうがよろしく思いますが、ここでは省略いたしております。

に亘つて開催いたしたのであります。でこの会議におきましては医薬業の可否ということが主たる題目であります。それで、これを若し可とするならば、如何なる方法によつて、如何なる時期内にこれを実施するか、ということが諸々ござります。その結果数回に亘りまして總じて、何とぞを開きまつたが、なかへ意見が一致いたしませんので、三志会即ち医師会、歯科医師会、薬剤師協会のかたがたによく談合して頂きましたが、何とか解消の方策を見出して頂きたいといつて、三志会で協議せられることになりました。三志会でその後数回に亘つて御協議ができたのであります。然るにその三志会の協議の結果は、何らの本とまるところがなかつたために、更に医療制度調査会のほうにおきまして何らかの解決案を求める必要が起りましたので、そこで如何にしてこれを解決するか、ということが、相談の結果、この方におきましてもやはり特別委員会を設けて、具体的な解決方法を研究することに相成りました。特別委員会は設けられた次第であります。そしてその三団体の委員のほかに、中立の委員を加えまして特別委員会を設けたことに相成つたのであります。この特別委員会の審議の結果が、二月の二十八日であったのであります。第六回の総会を二月二十八日に開きました。藤委員長から特別委員会の審議の経過報告がありまして、その特別委員会の結果を本会議に御提出に相成つたのであります。

あります。併しこれは特別委員会に
きましても全会一致ということに参
ません。決を採つた案でござります
ので、従来努力いたして参りました
志会で円満解決するということは不
能であつたのでありますので、この
最後の段階に及びましてもなお且つ
とか円満解決の途がなからうかとい
ので、更にこの本会議を休憩をいたし
まして、全員の協議会を開いて妥結
途を開いて途を講じたのであります。
その間に途にその妥結点を見出し
せんために、本会議に委員会から提出
になりました案について採決をいたした
ことに相成つたのであります。その
決の結果は、先の診療報酬調査会の告
告とは違いまして、本案についてはば
こまでも反対する側がありましたので、
投票の結果は、出席委員三十名のうち、可
ととするもの十九名、否とする者十一
とというよくなことで原案が可決
になつた次第であります。

催されたのであります。大体二月二十八日、二十九日、第二回は三月五日、六日、第三回は十二月十七日の二日間、第七回を一月の十四日に催したのであります。詳細に審査の経過を申上げるのでござりますが、その前に大体の概要を申上げまれば、先ず最初に問題になりましたのは、厚生省の諸問にありますとのことで、この諸問を読んで見ますと、「療の向上と国民の経済的負担力を考慮したる医師、歯科医師及び薬剤師適正なる技術料及び薬価の基準について」会の意見を開く。その次に右基準を云々ということがござります。その基準とは、ということは一体どういうものであるかといふことが皆さんの議論の中心になりますて、それから又その基準と実際に医療報酬との関係がどうであるか、薬価というものはどういうものであるか。薬価の意義といったよくなつて、技術料につきましては、現在の医療報酬といふものが、技術料と薬価の所要経費と、そういうものは一概に合切込みになりまして、渾然として嚙み合つたのです。ところどころでは技術料といふものは分離することができるのだといふ皆様の御結論になつたわけです。お又その際、その技術料といふものは一体どういうよななものか、技術料の

意義についても大分御議論がありました。そうこういたしておりますうちに、話が各所に飛びますので、これは一つ委員長の試案を出して、その試案に基いて議論を進めて行つたらよいだろうというようなお話をなり、委員長案といふものを作りまして、これは私個人でもできませんので、厚生省側、幹事側の意見を参考いたし、また皆様の御意見も参考合せまして、委員長案といふものを提出いたしましたのであります。それは第四回の特別委員会のときでありました。その後はこの委員長試案というものを中心にして、議論が進められたのであります。その委員長試案は、大体お手許にあると存じまするが、その答申案にいろいろと数字が書いてござります。その数式になります基の案でございまして、その数式が書いてござります。その数式によれば技術料といふものを、医師の最低生活費に関するものと、それから技術の難易といふものに関するものと二つに分けたて考えてみると、非常に時間がかかります。一般的な御議論もあつた次第であります。又医師、歯科医師の一日当りの診療に関する、その診療に従事する時間、これを制限する、そういうような時間がきまりませんと非常に算定が困難である。例えば歯科医のかたへにおかれましては非常に時間を使う。一般に入時間労働なんということを言つておりますけれども、そんな時間ではとても自分の責任が果せないので、いろいろなことでございました。かくいたしまして漸く先ほど述べました一月十九日の第七回の特別委員会におきまして結論に達しました次第ございます。

その結果を申しますると、先ほど申しました技術料及び薬価の基準といふ基準とは何かということと、これについては個々の診療行為についての具体的な数字ではなく、技術料とか薬価を定めるべき原則といったようなものであるということになりました。即ちその基準といふものは、幾らかといふいたしますと、今度はそういうふないきまされた基準でなくつて、そういう数字を導き出すところの原則というようなものだということになりました。そういうことが問題になりました。そういふいたしますと、これは実際問題を取り扱つて行きますところの、社会保険と公的医療機関におきましてはその点を具体化して行かなくちやならんのであります。そこで、そういう所では中央社会保険医療協議会或いは医療審議会でこれを具体的にきめて行けばよろしい。

我々のほうの委員会におきましてはそういう具体的にきめないで、ただそぞういうものを導きますところの基準をきめて行けばいいのだということになつたのであります。又一方医療の中にいる申しまして、従前の議論を修正し、そしてだんごと整理されて行つたのであります。そうして先ほど申しましたように、委員長試案が出来たのでござります。そして最後にこの答申案の横書き字をきめて行けば、それによつて各医師、歯科医師はそれを標準にしまして、これから適当にきめて行くだらう、そのきめて行くことのよりどころになつて行くだということでございました。それから薬価といふもののか、先ほど薬価の基準とい

うものがございましたが、この薬価と申しますのはどういのものかと申しますと、薬価にもいろいろと議論がございました。これは薬の原価といふようないい處から見ると、いろいろな議論もございましたが、この委員会におきましては、これは患者側のほうから眺めた薬の価格といふふうに考へることになります。それは技術料についてはまず分離ができます。技術料についてはまず分離ができます。技術料についてはまず分離ができるかどうか。先ほど申しました通りにおきましては技術料といふものはほかの所要経費とか、そういうものと一緒に徴収されているんだだけれども、これを分離できるかどうかといふことが議論されたのであります。これは結局先ほど申しました通りに、分離は可能であるといふふうに皆さん御意見が一致いたしましたのであります。さてその技術料といふものは一体どういうものであるか。技術料の意義につきましては、これはこの委員会にあります。さてその技術料といふものは、それはローマ字のG、技術料のGの字を使つただけの話であります。医師、歯科歯師、薬剤師を除く人件費N₁、それから所要経費これをM₁といつたしまして、それから行要経費と申しますのは、その他の事業に伴う公租公課、償却費、衛生材料費処置手術等に使用する薬品費、光熱材料費、修繕料、固定資産税などです。それから税金の中で所得税のことときのものであります。これにつきましては皆さん非常に御熱心に御議論になりました。これは答申案の中にござりまするが、この自由診療があるのです。それで申しますと、おきまするところの中心課題であつたから後程そちらで申上げます。その後おいくと皆さんの御議論が出るに従た。これは答申案の中にござりまするが、この社会保険等がはつきりした数字をきめて行けば、それによつて各医師、歯科医師はそれを標準にしまして、これから適当にきめて行くだらう、そのきめて行くことのよりどころになつて行くだということでございました。それから薬価といふもののか、先ほど薬価の基準といふものがござりまするから、一応お持ち頂いたほうが御理解がいいかと存じます。そのきめて行くことのよりどころになつて行くだということでございました。それから薬価といふもののか、先ほど申しました通りに、薬価

費、図書研究費等診療、調剤を行なうに要する経費であり、固定資産税との他事業に伴う公租公課を含む、住民税、所得税は所要経費とは認められないが、事業に伴う特別所得税は存続する限りはこれを所要経費とする。次に所要経費はM₁、M₂は原価計算方式により算定することが適当である。厚生省資料「病院診療所原価計算要綱案」は参考となるであろう。これは二つとも基準を出しまして、その後厚生省におきましてはいろいろと作業がありますので、その作業をいたしまして上に二ついつたものが役に立つだらうということをここで明書した次第でござります。人件費N₁、N₂は所要時間、平均賃金を勘案して定められる。これも作業をいたしますときの参考的にここに書いてございます。所要経費の原価計算の具体的方法及び人件費について、別途調査会を設けることを適当と認める。所要経費の算定については、日本医師会資料、「診療報酬適正単価決定に必要な基礎的考察」、「入院料の原価計算」、厚生省資料「病院原価計算」、日本薬剤師協会資料「薬局業態調査」等が重要な参考資料となるであろう。

技術料、G₁、G₂の基準、技術料の意義、技術料は専門的技術に対する報酬である。もう一遍申しますと、技術料は専門的技術に対する報酬である。診療に対する技術料の基準、技術料は専門的技術に対する報酬であつて、医師、歯科医師の専門技術者としての生活を十分考慮して定めなければならぬのであるから、その決定に当つては、医師、歯科医師の専門技術者としての生活を十分考慮して定めなければならぬ。もう一遍申しますと、技術料は専門的技術に対する報酬であつて、医

師、歯科医師の生活費に充てられるものであるから、その決定に当つては、
医師、歯科医師の専門技術者としての
生活を十分考慮して定めなければなら
ない。次に小さい(1)でございますが、
診療所要時間が同じであれば、技術指
数によって増減差異があるべきであ
り、技術指數が同じであれば、診療所
要時間に比例する。即ち、診療行為の
技術料は $G_1 = (1 + \alpha) g$ ここで α と
いうものは診療所要時間、 g というも
のは単位時間の医師の平均技術報酬、
(1 + α) は技術指數である。この点も
う少し詳しく後ほど申します。その次
に(II)技術指數は診療が高度の専門技術
によるものである性質上、これを定
めることは相当困難である。技術料を
何らかの経済的価値に表現しなければ
ならない以上、これを決定する必要が
あるものである。技術指數の決定に當
たり、各診療行為の難易差を余り大きくな
見過ぎるときは各医師、歯科医師の受
ける診療報酬の額が著しく現状とそく
わない結果となることも考えられるの
で、平均技術報酬を基準として、各診
療行為の頻度、医療施設の実態等を考
斟酌の上、実情に即するようすべく
である。(III)診療所要時間は、実働時間
であつて、一診療行為に従事する全医
師、歯科医師の実働時間の総計とす
る。(IV) g は現実の総技術報酬で、 G_1 、
 G_2 といふものを集めたものでございます
す。そこでミス・ブリントがあるよう
でござります。これはどうせ後で又作
業のときによく注意いたしておきます。
(V) 即ち調剤に要する諸掛を医師
時間(2)で除して得た数値である。

医師会、日本歯科医師会の資料が重要な技術差を別途考慮することを望まない。調剤に対する技術料も専門的技術に対する報酬であるが、各調剤行為の技術指數は便宜上一率としても差支えない。

それから先が薬の問題になります。薬価の基準、薬価の構成は、調剤に対する技術料(G)、人件費(N)、所要経費(M_2)及びび薬(K)である。従つて $S_g = G + N_2 + M_2 + K$ 、技術料は前掲(3)Cによる、所要経費は前掲(2)により薬は取得価格に損耗率を見込みのとする。

医療の向上及び国民の経済的負担との調整。従来の診療報酬については必ずしも合理的でない面もあるので、技術料(G_1 、 G_2)が、所要経費(M_1 、 M_2)、人件費(N_1 、 N_2)及び薬(K)から分離し、適正に評価決定せられるようにして、医療の向上が期せられるであろう。医療報酬は、国民の医療費負担力に相応するものでなければならないが、医療報酬中、所要経費、人件費等は必ずしも定まるのであるから、 G の量においては、多くの増額を期待できないが、技術料は原則として国民所得の向上に比例して引上げられるものであらう。

これがそのときの答申の内容であります。そりでこの中で御注意、御意見と申しますが、一応敷衍して申しますれば、今の一一番最初の所で、「ついでに」という所の、この所の(251、252)は、もうこ

本題のたとえ、このときお詫び申立てをしておきました。それかららの所も先ほどと
しく触れて申しました。Cにつきましてもこれも先ほど申しました。それらの所は、これも先ほど詳しく述べました。さて今までの所の一でござりますね。これはこの中で問題になります。した点は、診療報酬及び調剤報酬は、技術の進歩に伴う施設の整備改善等を要する諸経費以外の蓄積をも加えるべきだという意見があつたのであります。技術の進歩に伴い施設の整備改革をすることが必要があることは、ことは当然であると存じますが、併しそに要する費用といふものは、諸経費の中にどういうふうになつておるかとしますると、これは諸経費の中で償費の中に入つておるにかかわらず、又そういうものを改めて買う費用まであることになりますと、患者のほうから二重に取つて行くといふような形にもなるということで、これは除外いたしました。ただそういうような金額を要るのならば、その金融の途はこれつけなくちやならないのだ。その金融の途は一つ政府において然るべく何を考えてもらいたいというようなことがあります。

は、これは廢止すべきものだと考えます。次に、所要経費は原価計算方式で算定すべきことを明らかにしておるのを決議として提出したのでござりますが、そういう税金が存続する限りは所要経費と認めてもいいことになります。ところで、科学技术を尊重してとう文句を入れるというよくなお話をありました。併しながら原価計算という方式をとるということが即ち科学技術を尊重してやつていることだといふことでございましたので、これは特にこなんものは譲わなくていいだろとういうことで省きました。

それから次に人件費につきまして、これは皆様奇異にお考えになるかも知れませんが、例えは看護婦だとかレントゲン技術者等、医療関係に雇われている医師、歯科医師それから薬剤師にあらざる技術者についても、技術者としての技術料として扱うべきではないかというのでござります。併しながら雇われている医師と私申しましたが、それはちよつとデリケートなところでありますので、それは医療関係の医師、医療に關係している医師なんですが、さういうような人件費というものは、どういたらしいだろかということになります。従いましてこの調査会ではございますが、この診療報酬に直接關係のない医師ということに御了解を願つております。従いましてこの調査会ではございませんが、これは直ちに、調査会の問題が医師、歯科医師、薬剤師の技術料ということなんであります。

るから、こういうものは所要経費の中に突込みにいたしてやるというようなことにきまつたのであります。

それから技術料は、これは先ほど申しました通り、専門的技術に対する報酬であるということを明らかにいたしておるわけであります。技術料といふものは医師、歯科医師の生活費に充てらるべきものでありますので、その検定に当つては生活を十分考慮してきめられなければならないということを語つておる次第であります。そこで問題になりましたのは、この技術料をどういうふうにきめるかという問題でござります。技術料を医師の最低生活に対する部分と、技術の難易に対するものとの二つの要素を加え合せた方式を立てようという意見があつたのであります。これは先ほど冒頭にも申上げた通りであります。即ち技術料の算定方式をきめます場合には、医師に対して最低生活を營み得る額額が得られるようにしてよといふような要望のこれは現われと存しますが、最低生活費といふものはいろいろこれはずかしいので、殊に専門技術者としての生活といふことを我々は考えておるのでありますて、この専門技術者としての最低生活費といふことは非常にむづかしい。少くともこの医学といふものは日進月歩に進んで行く性質から見まして、一般労働者の最低生活費といふものよりは、高いものであるということはわかるのであります。併しそれは一体どの程度に高くすればいいかどうかということはこれはわからぬのでありますて非常にむづかしい。而も労働者の最低生活費といふもののまだつきりきまつておらない際に、医師の最低生活費の

ほらだけをきめてしまつということもあります。それから又診療報酬を決定いたします際に、医師、歯科医師の一日当りの診療從事時間の限界を定めて、診療報酬をきめようという意見があつたのであります。これは冒頭にちよつと触れた点でござります。労働者にも労働基準法で原則として八時間労働が行われておる今日、それよりも高い生活を保障しようという医師、歯科医師が極端に長時間労働をしなければ生活ができるないといふようなことは、これは以てのはかだというお話でございました。併しながらそぞういう点も、先ほど申しました専門技術者としての生活を十分考えて行くのだとことの中にこれは併せて考えて行くのだということで御了承を得た次第であります。

それからこの答申案にございます、技術料の算定方式の所にござりますが、これは $1+e$ に kg をかけたものといふことにして掲げたわけであります。これについていろいろ議論があつたのであります。技術料は、単位時間の技術報酬に技術指數を乗じたものに所要時間を乗じたものであります。この式は、この考え方は、診療に対する技術料は、必ず難易の程度が同じような診療であれば、時間が多くかかるものの技術料が高いはずであります。難易の程度が全く同じであるという二つの診療を比べまして、そこで診療報酬をどういくぶんにするか。片つ方の時間が片つ方の倍かかつたとすれば、診療報酬は倍になるべきだという考え方であ

て診療が行われた二つの診療行為がありましたが、それから又同じ時間がかかるつた際に、これは難易の程度が、片方は非常にむずかしい技術が必要のものだ、片方はそろ大した技術は要らないのだということならば、むずかしい技術のほうが余計診療報酬を取るべきものであるという考え方でございまして、そういう観点から、今の算式が出ておるのであります。今申しました通りに、技術料というものは時間に比例する、それから難易の程度に比例する、時間にも比例し難易にも比例するのだということになりますから、時間と難易を合したものとの相乗積に比例する、そういうことでございます。そしてそれに何かを掛けたものが技術料になる。その何かといふものをここでは平均技術報酬としたのであります。それはそういうことになりますと取扱いが非常に楽になりますので、そういうことにしたのであります。平均報酬を使いませんと、又ほかのものをももう一遍掛けたり何かしなくちゃなりませんので、非常に複雑になります。又ほかの取扱方からこの平均報酬が適当だということを或いは知れません。それは私の意見になりますから、それをお含み願いたいと思います。

から、これはどうしてもやつて行かなくてはならない。その決定をいたしまるときには、ここに非常に問題が起つて来るのです。実際にお医者さんの生活を考えておるものと、これは何か理論的に申しますか、そういうもので推して行つたものとの間では非常に問題が起つて来ると存じます。例えば日本医師会から厖大な資料を特別委員会に御提出になつたのであります。これはこれを決定いたしますには簡単にできません。たしておりましても、これが如何にむずかしいことかといふことがよくわかつるのであります。これはこれを決定いたしましては、そこまで掘下げてこう短時間ではできません。相当の日数を要するものであります。従いまして非常に急がされました委員会といふのがそういつたような具体的な問題を扱うんではなく、具体的な問題は又別の委員会でやつたらいいだらうということを先ほどお話ししましたが、それはそちらの新たに作られますほうの委員会で以てここは十分手をかけ、時間をかけて、これは検討すべきものだと私は思います。とにかくそういうようなものでござります。

はときべつあつたのでありますから、これを一般の患者の方面に對して、こ
ういうふうに行うべきものであるとい
うことを説明したり、骨折たりする
仕方が足りなかつたと思ひますから、
日本における従来の仕方によつて、薬
の代価といふものに含めてその技術の
料金などもとるということが一般に國
の習わしになつておつたのであります
す。中には勿論技術料或いは指導の代
価を取つて、そうして薬は別に自分の
处方で書き與えるといふ人々もあつた
のでありますけれども、それはまあ比
較的少数のものであります。こうい
うふうなことでありますから、今医薬
分業といふものの、分業の説は唱えら
れておつても、長い間従来のままで行
われておつたのであります。ところが
今度こういう問題がやましくなつて
参りましたのであります。私は若し
も今もう少し医者に対するところの治
療の、薬を抜いた治療の報酬といふも
のが與えられるならば、自然に医者は
自分の治療を行い、そうして薬のはう
は薬剤師が担当するということになる
ことであると思つております。それは
アメリカあたりでも医者の報酬と、そ
れから薬屋は薬のはうで自分の職業を
やつて行くということになつております
のであります。まあ一般については勿
論特別の田舎の薬剤師の店などのない
所はまあ別であります。今はわかること
と、そこに矛盾が起ると私は思つてお
るのであります。それで法律を作ると、
いう、どうしても法律に作らなければ

ならんじうじうとあるが、まあ自分
らは先ほど申したよろこび、医師とそれ
から薬剤師というものが二つあるので
すから、自分は医者のほうの方面のこ
とをやつて行くということを建前に自
分で考えて、そうしてこれを集めた、
集めたといいますかその考え方とともに
してこれを法律の形にする。上から強
制されるのではなく、自分がこういう
考え方であるのをこういう形に現わして
置くということにしならばいい、こう
いう私の考え方でおりましたが、併しそ
ういうふうにするには、医師もそれか
ら歯科医師も薬剤師も共に共同してそ
うしてそんじうよな方面に向うとい
うことでなければうまく行かない。そ
ういうことが最も治療を完全にして行
く上に必要なことであるというのであ
りましたが、併し最後の案になります
てから少し模様が違つて、第三案とい
うことになりました、それが答申案にな
つたのでありますけれども、これは
今申す私の本旨とは違つておることに
なつておるのであります。

なおいろ／＼申上げれば申すことも
ありますけれども簡単に申せば私の考
えでおることはかような次第であります
す。

○中山義君 塩田証人が午後お差支
があるということであります。一言
だけお尋ねしておきたいと思います。
社会保険におきましては、法律を改正
しなければ薬剤師が調剤できないのじ
やないかというような話で日本医師会
のほうに塩田証人初め四、五人のかた
がおいでになつたというようなことが
あつたよううに聞きました。医師会のほ
うでそれは保険薬剤師という形におい
て、法律を改正しなくとも処方箋によ

つて調剤でき得るのだといふような話を聞いてそれを了解してお帰りになつた、併しその報告書にはそういうふうに認めていないような字句になつておるといふようなことをちよつと聞いたことがあります。そういう事実がありましたから。

○証人(塙田廣重君) ちよつともう一度おつしやつて下さい。その辺のことよりは余り私頭に残つておりませんが朴会……

○中山薫彦君 社会保険の調剤が、法律を改正いたさなければ薬剤師のほうで調剤ができないのではないかといふような話題が上りました。それであなたの方のほかに四、五人の人が日本医師会に行かれて話された。それを医師会のほうじや保険薬剤師というのがあるのだから、法律を改正しなくても处方箋によつて調剤はき得るというようないふ話になつて、非常によく了解をされただけで、法律にするということは医師会では全く反対であると言われるけれども、それは普通のときであればそれはいいかも知れんが、今この際是非とも法律を作れと言われるときになると、そつせんわけに行かんだらう。けれどもそういう上から強制されるというところは誰でも気に入らぬかも知れんけれども、それは普通のときであればそれはいいかも知れんが、今この際是非とも法律を作れと言われるときになると、

ども、今私が申したようにして、これは先ほどの、上からはこういふことがなければならないべきはずであるということになつてゐるが、今は急の間に本当は会わなければ強制でなしに自分の話会合いでこういふふうにするようを考えたからどうだ、こういう意味で私は言つたのであります。そのときにそうちいふ社会保険の方面で処方箋を與えぬで、処方箋を書くといふことができないとかできるとかいうようなことについての頭は私にはありませんでした。余り了解されたか、されんとしてもそういうことは不案内ですから頭の中に残つております。

ども、塙田先生の日本医科大学の学長としてのお立場からも、今日の医者の免許状を持つておる者、将来の医者がどうぞございましょうか、その辺一つ承わりたい。

○証人(塙田廣重君) 私自身の考えを申上げますと、医者として立つておる以上は、今日のところでは調剤の能力がないとは私は認めでおらんのであります。成るほど薬剤師諸君のように、薬の性質などを詳しく、製造法から何からと詳しく述べておるということについては、医者のほうは劣つてゐることはあるであらうと思ひますけれども自分の日常仕事をしておる上に困るような調剤能力がないものとは私は思つておりせん。ただ先ほど申したように薬剤師という職業がちゃんとできて、それが調剤のことなどを特別に習つておるということであると、そのほうが仕事をし、こつちが医者のことをやるということは一應尤もと思うのでありますけれども、併し医者が何も調剤ができないとか、それを取上げてしまふといふことがいいとは私は思つておらないのであります。

○松原一彦君 重ねてお尋ねしますが、この答申案に基づいてできる法律の原案は、一應原則として医者の調剤は禁止せられるのであります。若し禁止せられるということになりますと、いうと、薬事法第二十二条の違反は、同第五十六條によりまして三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処せられることになるのであります。そうなりますといふと、特定の例外を除いて、医者が患者の求めに応じて調剤をした場合においては、三年以下の懲役又は

三万円以下の罰金に処するということになりますので、私は医師といふもの、医師法による医者といふものの基本の人権から言つても、職権から言つてもこれは非常に憲法上疑惑があります。勿論分科になることについては私は異議がございません。なるべきものであろう。先刻の御見解のように適當なる技術料が支拂われることになれば、何を好んで医者が面倒な調剤などをしませんかと私も思いますが、併しそれを促進するために医者が調剤した場合においては、懲役又は罰金に処するといったような、さような法的処罰を伴う禁止までしなければならんほどに医者の調剤を禁止しなければならないという論拠を承わりたい。これは皆様がたがこの答申案をお書きになりましたその根本を承わりたいし、さような立法例が世界のどこにあるのかも私は承りたいのです。先生どうでございますか。

止しないとは思いますが、法律を以て禁
由には、よほど念を入れませんと、医
者が調剤するというと危険である、極
量を誤るとか、或いは調剤上配合禁
忌を犯すといったようなことが法律の理
根拠になりますと、今後国民を
非常に不安がらせることになる。その
点につきまして立法者としてはよほど
納得の行くように、又我々委員の納得
の行くように、この根本の点につきま
して委員のかたからどういう論議が行
われ、どういう根拠によつて、かよう
なことが多数決となつたかを明らかに
して頂きたいという希望を申述べて置
きます。

○証人（塩田廣重君）特別委員会におきます薬剤師諸君のお考えや、それから医師諸君のお考えを拜聴した限りでございまして、今後さような見込は寸毫もないというお見込でございましょうか。
○証人（塩田廣重君）おきましては、なか／＼兩者の意思を一致させるという傾向はちよつとないと考えます。私は寸毫たか何だかわからりませんけれども。（笑聲）
○委員長（山下義信君）他に塩田証人に対する御質疑はございませんか。
○委員長（山下義信君）されど午前には引続き委員会を開会いたします。
○委員長（山下義信君）齊藤証人から御証言を求めたいと存ずるございますが、臨時医業制度調査会から最紹の答申案が出ておるのでございますが、この答申案を御審議いたしまります。午後は一時半から再開いたします。
午後零時二十九分休憩
午後一時四十四分開会

がそういう医療費に対する割合が一六%である。調剤といふものを完全に薬剤師のほうに渡してしまえば、社会保険の実績から見れば一・六%のものが薬剤師のほうに行くのだ。併しながら現在のすでに病院等では医薬の分業が行われておると見られるのでありますと、國民の医療費にかかるて来ますところの影響は一・六%というものであります。小さいだうから、医薬分業の占式によつては或いはこれを大都市だけではやるとか、或いは大都市といふ言葉がいけませんければ、地域を限つてやる、そんじうようなことになりますれば、一・六%この全部が影響して来るわけじやない。その一・六%のうちの何分の一かが影響して来るのだろうと、お医者さんが……調剤手数料といふののほうが、薬餌料の中に含まれておられますから、医者のほうの收入の中に入つて来るかと言いますと、つまり現在お医者さんは……調剤手数料といふことで今の一・六%がどういう影響になつてゐるかと言いますと、つまり現在お医者さんのほうから薬剤師のほうに渡されを医者のほうから薬剤師のほうに渡す、手離すということになりますと、医者の收入が減ります。その減つた部分を補償するといふことにすれば、お医者さんのはうの取り前がそれだけ減らないようにならなければならぬ。然るにもかかわらず薬剤師のほうに一・六%の調剤手数料が決めて行くのでありますから、結局医療費につきましては國民の総医療費につきまして一・六%上つて来るのであります。そういうように見られるのであります。

但し今申上げましたように、実際におきましては一・六%よりも少つと減るだろうといふような問題であります。それからこれにつきましては、医師会側の委員からね、医業を分業すれば一

これは前に申しましたもう一つの委員会のほうにおきまして、皆さんの御賛同を得ました医療費の新体制というものをやつて行くのだ。このことにつきましては皆さん御賛成でありますので、

そういうことを書いたことはほんの少しだったのですが、その御主張がありました。併しまして、ながらこの第四回の委員会におきましては、そういったよろしい強い印象をうけました。

といふことから医師会側委員から、原案に対してはこれはどうも承認しないというような発言がございました。ここで委員会としては非常に困つたのでござります。その結果更に医師会のか

たも御出席になつたのでありまするが、結局誰得に行つたけれども、無駄に終つた。医師会は決して態度を倒向させようとしないで、更にならなかつたといふことになつたのです。

二%上る。それから又新らしい体制の下におきましては、新医療費の体制の下におきましては二八%増になるような主張が行われたのでありますて、これにつきましては特別委員会におきまして検討するのは非常に時間の関係もござりますので、困難でありますので、検事側でこれは検討してもらいまして、静事側からその報告を受けましたところによりますと、この二八%増となるという御主張の根本は、現在の社会保険の診療を、慣行料金並みに引上げる、慣行料金は大体社会保険のほうの一・五倍である。そういうものをかけて行くと二八%増になるような結果になる。それから一二%上るというのは、医薬分業の結果、医師から薬剤師に移るのは薬品原価のみであつて、従つて薬剤師に支拂う調剤手数料、所要経費等のために一二%上る。つまり現在の薬餌料の中から医者のほうから薬剤師のほうに廻るのは薬品の原価だけを廻してやる。薬品の原価以外は医者のほうに生活を保障する、そういうような関係で、医者のほうに取つておかなくちゃならない。薬品の原価だけが薬剤師のほうに廻る、薬剤師はそれについて又調剤手数料とか、所要経費がそれにかかつて来ます。薬剤師のほうがそれ以上又余計患者のほうから取らなくちゃならない。そういうものから一二%上るのだということなんだという説明がございました。とにかく今後議論を進めて行くのには、こ

医薬分業といふものを議論して行くのには、この新体制の上に医薬を分業して行くということで議論して行こうといたしました。その後医薬の分業問題につきまして、具体的な方法についていろいろな意見が交換されたのであります。例えば処方箋発行の問題とか、或いは現在の医師、歯科医師については、いわゆるこれは既得権と申しまして、こういう果して調剤権といふ権利があるかどうか私はよくわかりませんが、こういう権利のことをもの医者に認めるかどうか、それから新らしい医師とか歯科医師に場所によって調剤を認めるという問題、そういうものが議論になつております。こういう問題も賛否両論非常に複雑でございまして、医師会の委員はそこでおきめになることを避け、そして次の会までに何かの意見を申出るといふようなことで散会になつたようなことがあります。これはまあ大体第三回までがそいつたようなことでございまして、第四回目になりましてからは、幹事側から前に三回までに交わされました意見を取まとめました案を提出いたしました。その後これについて意見を交換されたのであります。そして結局この幹事案につきまして医師会側の委員から七つの條件を挙げ、これが認められれば否むといったような意見の表明があつたのであります。併しこれはその次の委員会で以て問題になつたところであります

その條件と、いうのはどういうのかと申しますと、第一に医療報酬の新体制を促進すること、これは医師会側のかたよりやつてもらわなければ困るというふうなお話をございました。医療報酬の新たな支拂いをして行くのだといつたような新体制でございます。第二に、国民体制と申しますのは、先ほども申しましたような無形的な技術に対しても正當に対応して無形の技術に対する報酬を支拂うという観念を普及指導するということ、第三に薬品の混合販売の禁止、第四に国民処方の禁止、無診査投薬の禁止、第五に薬品、機械、器具の低廉化、六に処方箋記載事項の厳守、これらのために行政的の監督を強化しろといったことです。これらにつきましては皆異論もございませんで、一応皆解決したのでござりますが、問題として残ったのは、新規開業の医師、歯科医師にも場合によつては調剤薬の認めなければならぬ場合があると、いふ張りに對しまして、それは一體具体的にどんな場合があらうかといつたようなことが問題になつた。これは結局更に医師会で検討するということになりました。ここで前回の委員会におきまして、医師会側の委員長から「処方箋発行の除外例となる診療上支障ある場合」という文書が提出され散会したのですが、第五回の委員会におきまして、医師会側の委員長がして残つたのは、調剤を認める例外であります。ここで前回の委員会で問題となつたのは、調剤を認める例外であります。ここで前回の委員会で問題となつたのは、調剤を認める例外であります。

たが御納得できるような案を作らうと
いうので皆努力したのであります。こ
ういたしまして第一案というのが出て
参つたのであります。この第一案、第
二案というものは恐らくお手許の印刷物
の中に入つておると存します。第二案
と申しますのは、医師、歯科医師、薬
剤師、この三者が協力して分業の方向
に進んで行こうといふ案でござります
す。この中に「当分の間」という文句
がござりますのですが、この「当分の
間」ということ、それからこの医師
会、歯科医師会、薬剤師協会のかたが
たの協力の問題、それを共同声明して
行こうといふよろしく了解事項が付いて
おります。これにつきましては薬剤師
側の委員から強硬な反対意見が表明さ
れ、そのうちに医師会側の委員から、
医師会が今対抗している理事のほうか
ら法律で強制することには絶対反対だ
ということを言って来て、我々は賛成
することはできん、反対だといふよ
うな御発言があり、第二案といふもの
もだめになつてしまつたのであります
す。その日はもう午後八時頃になつて
しまつたのでありますし、一応散会し
たのでござりまするが、この会議はに
つかるさつとも行かなくなつた状態で
ござりまするので、先ほどもこの公聽会
で問題になつておりますが、話題にな
つておりましたような鷗由さん、加藤
さん、長尾さん、吉田さんの四委員が
医師会に説得に向かわれたのでござい
ます。翌日になりましたこの四人のか

第六回は午後四時から開会したのであります。何とか妥協して円満な結果をもたらすことをいたしましたのでござりまするけれども、結局その日は成功しなかつたのであります。そのうちにここでいろいろなこの委員会の問題でないよろしくあります。そういう委員会が持たれた元になつたところのいろんな問題が出て参りました。それで、その説明を我々は伺つたのであります。そうするとそのうちにそういう話を通じてわかつて参つてゐることは、法律の改正が必要だと、こういふことになります。そこでGHQ側の意見があるのだといふことになりますと、医師会側の委員會からはそういうことを知らなかつたといたしまして、なお客觀情勢を説明して理事会の説得に努力したいといふ御発言がありました。それで散会をしたのであります。

といふものに非常に期待を持つておつたのであります。これがまあ非常な皆さんの御努力の結果、結局診療報酬の基準ができ上つたのであります。実は基準では私は医薬分業をきめるにはまだ不十分だと考へたのです。それはなぜかといいますと、医薬分業といふものは大体よりよい診療を国民に與え、それと同時に経済的に安く診療が行く、というこという二つの面から考へて、國民負担が徒らに多くなるといふようなことでは現行の日本の国情としては甚だ面白くないものだらうと考へたわけでございます。それで従つて初めの調査会の結論に当りますて、医薬分業をやつた際に、「体勿論これは医薬分業をやれば皆さんもお詫のようになります。診療ができるだらう」と考へました。お医者さんも技術的にも向上し得る範囲があると思いますのであります。同時に國民の負担を考えますと、その診療による経費、いわゆるは今度の調査会の結論でどのくらいになるか、現実に診療を受けたならばどのくらいの費用がかかるか、前より医薬分業で早く申せば安くなるか高くなるか、こういうことがわからん限りにおいては実は我々診療を受ける考え方方といたしましては、医療分業がそれだけでつまりいいとも悪いともちよつと申上げかねるような感じがいたしたのであります。

いは健康保険を、或いは社会保険を一般の診療のレベルに引上げればこれだけになるとかいうようなことでありますと、これはもう我々としてはちょっと納得いたしかねるような部分があります。医薬分業を実際に審議をするほうとしますと、これはまあ御承知のように曾つて一遍臨時医業制度調査会なるもので一応の結論は一遍出たのであります。これを改めてやり直すということでありますれば、十分なデータなり十分な審議を経た上でないと甚だ不十分なような気がするのです。それについて見ますと、結局この現状では基準しか出せない、そぞると仮に一方非常にいい医療ができるようになるといたましても、国民の負担が非常に上るので日本現状においてはまあ我々としては一概に賛成をいたしかねる、こういうようなところであらうと思います。従つても少し時日をかしまして、先刻お話をありましたように、診療報酬調査会の結論というものが実質的にいくらかになるか、A・B・C・Dというものがつて、Aはいくら、Bはいくら、Cはいくら、或いは調剤料などはこれぐらいになると、いふところまでやつてのお話ですと、イエスとかノーとか、或いは右とか左はわかるのであります。現状のような状態ではまあ医薬分業をきめる前提としてほしもの足らん、従つても少し少しそこまでの日があつた上で御相談に願いたかつた、こういうことが一つなのであります。勿論これは非常に急がなければならん事情もあり、勿論それを了承しておりますが、併しそれだからといってこれでよろしいといふこと

とにはなんないので、理窟を申せば今の
ようになります。
それからもう一つはこれは形式的な
お話をありますが、この二つの調査
会、特にあの医薬制度の調査会の委
員の構成であります。これは私も感
じたのであります。勿論診療担当者
者……、医師会、歯科医師会側の委員
も、それから調剤側の薬剤師の委員
も、それから一般国民の代表或いは受
診する者の代表といたしまして、いろ
いろなかたが出ておられたのであります
が、いわゆる中立委員と称しておりま
した学識経験のあるかたがたの中にも
医療関係のかたが非常に多かつたの
であります。従つてこの委員会の中の
審議の工合は、早く申せば医師会と薬
剤師会、甚だ語戦がありますが、の対
立、つまり論戦といったような工合で
あります。従つてこの委員会の中の
國民の声といいますか、受診者の声と
いいますか、そういう方面の話が大変多
いです。どうもこの工合は、従つて早く申せば
医薬分業によつて一方の生活が保障さ
れるとか保障されんとか、極く卑俗の
言葉を使うと損になる得になるといふ
ことが多くて、一体これが國民の負担を
にどう響くのだ、受療者がこれによつ
ていい診療を受けるのか受けないのか、
どういう方面的の検討が少し私は足
らなかつたのではないか、従つて私の見
方ではもう少し委員の構成自身がも
つと國民全体のほうの代表の人があ
るといふことをもう少しあげておきたい
と思いますが、そういう意味ではなく、受
療者のほうの代表が多いほうがもつと
どうもそつたんではないか、こういふ
話がよかつたんではないか、こういふ
気がしたのであります。従つて私は假

に、特に医療制度のほうですが、医療制度調査会の結論が仮に右とか左とか左となつたとしても、この結論自身といふものは余り何と申しますか、余り実は公平な結論であるかどうか疑わしいと言いますと甚だ詭撃がありますが、多少そういう気分がしたのであります。そこで私は仮にそういうことで法律を作らなければならん、或いは何が急にこの際結論を出さなければならん、こういうことであるとしても徒らにそういうことをしたために紛糾を来たしたり、経済的の混乱が起つたりするようなことでも面白くないので、若し仮にどうしてそういうことにしなければならんとするならば、これはそういう案がでて国会できめられるにしても、国会で左とか左とかきめるのに、或る都市はやつてよろしいとかあるいは田舎はいかんとかいうように簡単にきめられるものではないので、若し仮にどうしてやるとすれば、その都市々々の事情を反映する必要がこれは経済的に大いにあると考えたのであります。実は私はこれが私のことを申上げて恐縮ですが、特別委員会では若しやるならば、もう一遍地方議会で私の村はやるとか、私の時はやらんとか、地方議会でもう一遍議決した上で医療分業を実行する段取になるべきだ、こういうことを実は申上げたのであります。が、これはどうう御賛成が余りございませんので、これはそれつきりになりました。私はそういうように考えております。従つて医療分業ということはこれにとつていろいろいい面もあります、勿論医療の向上には大いになる部分もあると思います。まあ外国でもやつておられるのですから勿論悪いことではないと思

つておりますが、同時に日本の国情をも考え、日本の社会経済のことも考え方、医師の分布とか薬剤師の分布、そういうことをいろいろ考えてみますと、簡単に右とか左とか言える問題ではないので、もう少し初めに申しましたように、時日もかして頂き、もう少し細かい計算もでき、その上では是非を判断するのがよろしいと考える。従つて今までしましてはそういうふうな感じを耳つたのであります。

よる朝時お起きいえが、考に要のよつ向でいめよ、なま、持松朝袖よなり医者

○証人(清水玄君) 今は言い間違えたかも知れんが、つまりあのほうの委員会、医薬制度調査会のほうであります。

○委員長(山下義信君) わかりました。証人に対する御質疑のありますかたはどうぞ御質疑を願います。

○中山義信君 赤木証人或いは齊藤証人からどちらでもよろしいのであります。今度の臨時診療報酬調査会といふものは、設置当時厚生当局の説明によりますと、これは医薬製分業には無関係である。適正なる医療費を調査してもらいたい、こういう趣旨の要望があつたようにに聞いておりますが、結論から申しますと、ただ診療報酬の基準をきめるというふうになりますが、この経過を見ましても、例えば医学技術の進歩に伴う設備の充実強化というような問題、これは所要経費に含まれるというように御報告になつておりますが、そりいたしますと、なかなか基準はきまりません。実際の具体的な数字といふものはなかなかこれは暇がかかる。今度の強制分業の法律案には何ら役に立つてない、というふうな感じがするのであります。そういう点について承わりたいと思います。

もう一つは、今清水証人からおつしやいましたが、医薬制度のほうの検討の日が非常に短かつたよう私は感じておるのであります。又こういう調査会におきましては、外国の事例と申しますが、法律を以て調査を禁止しておるというような何か参考を取り入れて御審議になりましたがどうか、実は今月七日、一委員から各国の事例を尋ねられて、

たのでありますけれども、政府当局の御答弁は私ども甚だ不得要領だと痛感しております。私どもはもう少し詳しく存じておるつもりでありますけれども、誠にどうも不得要領の御答弁で、現

在照会中であるというような言葉もありましたので、私は非常に不満足に感じておりますが、どうも不得要領の御答弁で、現

じておるのであります。そしてさよじておるのであります。そこで私は、どうも誠にどうも不得要領の御答弁で、現

うな各國の事例を参考にされて医薬制度の調査をされたかどうか、こういう点を一應伺つて置きたいと思います。

○証人(赤木朝治君) 臨時診療報酬調査会に対する諸問は御覽下さいますれば……この諸問は医師、歯科医師、薬剤師の適正な技術料と薬価の基準を問うということになつておつたのであります。ですが、それは或る基準を定めれば技術料といふものは明らかになる。又技術料といふものとそのほかの算代といふようなものを区別することになるから、そういうことがはつきりして来られ、おのずからこれは医薬分業を実施する上において便利な考え方ができるから、そういう意味においてこの諸問は医薬分業実施の可否を判定する資料となる。おのずからこれは医薬分業を実施する上において便利な考え方ができるから、そういう意味においてこの諸問には何ら役に立つてない、というふうな感じがするのであります。それは暇がかかる。今度の強制分業の法律案には何ら役に立つてない、というふうな感じがするのであります。そういう点について承わりたいと思います。

もう一つは、今清水証人からおつしやいましたが、医薬制度のほうの検討の日が非常に短かつたよう私は感じておるのであります。又こういう調査会におきましては、外國の事例と申しますが、法律を以て調査を禁止しておるというように理解しておつたのであります。徒つてこのほかにわかつて一つ医薬制度調査会といふものができまして、その医薬制度調査会においては分業

の可否、分業にするのがよろしいかどうか、若しこれを可とするならば如何なる時期に、どういう地域にどうしてやつたらいいかということの諸問があつたわけであります。徒つて厚生省当局のお考査になつておつたことは、こ

ういう面で審議を進めて参つた次第であります。それから医薬分業についての結論を求められておる

ことと私どもは承知しております。局の考査になつておつたことは、こ

ういう面で審議を進めて参つた次第であります。それから医薬分業につ

いての結論を求められておる

ありまするが、これは立法技術上の問題で、政府なり国会でおきめになるこ

とと存じますするが、まあ日本では御承認のようになると想うので、恐らく罰則を設けられたことと忖度するのであ

りますが、委員会としては分業の方法を定めたもので、それを如何にしてどういう立法をされるかということまで

対して調剤するということは、便宜であります。それが調剤をするといふことは、医師が自分の診た患者當時薬剤師の普及、薬局の普及が十分であります。それから医薬分業につ

ての外國の立法例、これは恐らく從来も……、七十年來医師会、薬剤師会論争の結果でありますから、恐らく第

であります。それだけでは不便であるといふことで、医師が自分の診た患者と私は理解しておるのであります。從

てその医師に認めたいわゆる調剤権も、先ずそういう各団体から出されましたが、委員会といつしまして、そう大

部の資料は持つておりますけれども、先ずそういう各団体から出されました資料によつて判定いたしたわけ

あります。私どもの承知しておるところでは外國の立法例においては法律によつて強制をしておるという例もある

ことがあります。私どもの承知しておるところにおいては、それはつきり強制はし

ておりませんけれども、実際ににおいては強制をしておるという例もある

ことがあります。私どもの承知しておるところにおいては、それはつきり強制はし

ておりませんけれども、実際ににおいては強制をしておるという例もある

ことがあります。私どもの承知しておるところにおいては、それはつきり強制はし

ておりませんけれども、実際ににおいては強制をしておるという例もある

どういうものが出で参りました。この際にかといふことにこの第三案が出来たかということをもう一遍繰返して申上げますれば、先ほど私が申上げました通り特別委員会は何らかの特別委員会の意思を決定しようか、どうしようと、総会に対しまして特別委員会の意思を決定して総会に報告するか、或いは中間報告をいたそらか、こういうことを特別委員会にお諮りしたのであります。然るところ特別委員会におきましては何らかの意思を決定せよという結論に相成りました。然らばどういう答申をするかといふことになりますて、第三案といふものが出て来たのであります。御承知の通り第一案、第二案といふものは三者の協力といふものを前提としておられます。その意味におきまして第二案、殊に第二案のごときは三者が協力しなければならぬのだ、こういうことが書いてござります。それが協力できないということを御表明になつた以上は、この二案といふものを採択されるということになりますれば、恐らくいやだといふかたがたに対したかなり大きな重圧を加えられるようなるのではないかと思ひます。共同声明などといふものは自分たちはするのはいやだといふのに、共同声明をしなくちやならないのだということが書いてあります。従いましてこれはこの第二案、第三案と比べて見ますれば、これを受取られるところの医師会或いは薬剤師会のかたがたにとりましては、これは重圧の程度においてかなり圧力が多いのではないかうかと私は思います。物事といふものはおよそ軽重の差のあるものでござ

いまして、その軽きに従うか、重きに従うか、そのいずれがよろしいかといふことは皆さんの常識判断でこれは行われたものと存じます。従いまして皆さんの御意思がそういうふたつのような重きなものではなく、軽きにありというようなことで第三案というものを御採択になつたものと私は思つております。お先ほど赤木会長からお話がありまして、たゞく、こういうような特別委員会の意思が決定されたにもかかわらず、総会におきましては一部の委員から御輿論がありまして、この三者の間でもうつと話合つて円満な妥結に行つたらどうかというようなお話をありますて、かなりの長時間三者の間で御懇談願つたのであります。然るにもかかわらず、どうしても妥協的の案は呑めないと、うようなお話がありましたので、止むを得ず第三案というものが採択されたのであります。従いまして今委員長の御話のごとくいだというものを無理に押し付けた結果といふものが、非常にこれがうまく行こうということは、恐らくは誰しも考へないところだらうと思います。みんながやろうとも、つてやれば、これは非常にうまく行くのだだいいうことになると思います。併しながらこれはその時代といふものが、時勢といふものがどういうふうに活動いて参りまするか、或いはこういう法律といふものが施行せられました場合におきまして、それでも医師会がどうしてもいやだというふうにおつしやるか、或いはこれは日本の国民の医療というものを向上させるのだといふとから欣然これに協力なさるか、これは将来のことになりますので、私にはまだよく判断できません。

○委員長(山下義信君) 記人各位の御質問に答へます。苦心になりました答申案をかれこれ申すのですではなく本案の政府の提案理由には、この答申案を基礎としてということが提案理由の一節になつておりますので、本日は申すまでもなくそれらの沿革について御説明を得たいと存じて御証言を願つておるのですが、そうちいたしますと、できるだけ三者の協力を必要とするということの建前から申しますれば、一應實際におきましては協力が得られなくても、それが一律正しく実施上の要件を備えた答申案で、仮に第一案若しくは第二案といったものに御答申なされてもよろしかったのではないかという考え方もあるのであります。例えば診療報酬のはうの答申では理想的な原則論を以て御答申もなさり、医療制度のはうは實地に公協、斡旋等をお試みになつて、実施に相応するか否かという實際的に即した方向へ御努力をなさつたのであります。が、その成否にかかわらず三者が協力してこうあるべきだという御答申もお差支えはなかつたのではないから、いう気持もいたすでござりますが、その辺が第三案というものになりますて、是非これは強制的でなくちやなどなんということの案の御採択になりました辺の御消息はどういうお心持でございましたでしようか。赤木会長からでも承われましたら結構と存じます。

力をするというう土台の上に成立つておる妥協案であるのであります。従つて、そういう三者の協力をいたしましたれば、これは我々の望ましいところであります。が、随分努力をいたしましたけれども、この三者の協力といふことと医師会側の反対のために到底できない、どうしてもできない、こういうことはありますので、そういたしまして、その協力の上に立った案といふのは協力ができないということになると根底が崩れるのであります。従つてそういう案を探挙いたしました。それは三回もは協力ができないということには実行不可能であります。そろそろは結局法律によつてこれを強制するよりほかにしようがない、こういふ論に達したのであります。これは三回も協力されようとされまいと、法律にて強制するのでありますから行わることと存じました次第であります。

○委員長(山下義信君) 第三案の御質問になります。十九票對十一票の賛成となりました十九票對十一票の賛成の模様につきまして、いま少し内容も承わりたいと存ずるのでございまが、会長から一つお願ひいたします。

○証人(赤木朝治君) 十九票對十一票の内容につきましては、これは無記名投票でありますから、何人が賛成され何人が反対されたということはわかりません。ただ當時の出席者三十名投票の結果が只今のような十一対十というところで決定されました次第であります。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

第八部 厚生委員會會議錄第二十六號 昭和二十六年五月十一日

す。二十人の中には学識経験者と関係行政機関の職員が入つております。

○委員長(山下義信君) わかりました。受賄側の委員は何名ありますか。

○証人(赤木朝治君) 十名です。

○委員長(山下義信君) 齋藤証人に伺いましたが、医師会側と調査会側と御交渉になりましたときに、医師会側のほうで一応條件附で呑むという御意見があつたやでありまして、後にそれはお詫めにならなかつたようになつてあります。少くともさような強い印象を受けたという御証言でございましたが、その辺のところを今少し詳細に御証言願いたいと存ずるのであります。

○証人(齋藤齊君) その点非常に丁寧な問題でございまして、この特別委員会は速記を取つております。委員長の御質問の要旨といふものは、一体どういうことを予想してこの調査会に臨んだかということが御質問の一番の重要な点かと存じます。けれども、我々はそうじつたよな何か既成従いましてもう時間も経つておることになりますから、私一名の証言では或いは不十分かと存じますが、私はそういう印象を受けまして、そういうふうな答申をいたしたのでございますから、できますことならば私以外のかたからそのときの模様をお聞き取りになつたほうがむしろ適当ではないかと存じます。

○委員長(山下義信君) ではそれでもよろしくござります。又別に何うときがあるうかと思います。それではこの医業制度の調査会におかれまして、医業分業といふものをどうふうなものとて医業分業といふものに大体お定めになりましたでございましょうか。医業分業の定義と申しましようか、医業分業の内容と申しましようか、それは先ほどの御証言にもお述べ頂いたのでございま

すが、改めて調査会のほうで御決定になりました医業分業の定義といふように思ひます。

○証人(齋藤齊君) その定義と申しますか、その定義を作ることがこの調査会の問題でございまして、その答申案、即ちこれが定義と私は考えております。

○委員長(山下義信君) そういたしますと、調剤に対する両者の区別をはつきりいたしますことが医業分業の定義でござりますね。

○証人(齋藤齊君) さようございま

す。委員長の御質問の要旨といふものは、一体どういうことを予想してこの調査会に臨んだかということが御質問の一番の重要な点かと存じます。

○証人(齋藤齊君) 私この際ちょっとお伺いしたいのですが、本案の実施については国民生活に重大な影響ありと言われておるわけでござります。

○齋藤道子君 私この際ちょっとお伺いしたいのですが、本案の実施については国民生活に重大な影響ありと言われておるわけでござります。

○証人(齋藤齊君) そこでその具体的な事例、特に国民の受ける利益とか損失のバランスをどう使われておりますけれども、これがどういうものが医業分業だということはこれまで余り述べられておらないのですあります。従いまして、そういうふうな概念的な医業分業という言葉はあるつておられます。世の中が進みます

と科学技术といふものはだんへ進んで参ります。従いまして物事を片手間にやつておつたのはこれは間に合わない。自分の専門の職を明らかにして行くということにつきましては、これ

は医師会もこれに非常に御賛成なのであります。従いまして物事の片手間にやつておつたのはこれは間に合わない。自分の専門の職を明らかにして行くということにつきましては、これ

はお医者さんが自分の技術だけで正當に評価されるということになりますれば、医者の技報がますます向上いたしまして、我々の命を握つて下さるお医者

さんはお医者さんの收入がないといったよ

うなやり方になつておるのでですね。従いまして今の診療報酬のやり方はよくない。これを変えなくちゃいけない。

お医者さんが自分の技術だけで正當に評価されるということになりますれば、医者の技報がますます向上いたしまして、我々の命を握つて下さるお医者

さんは皆さんがどなたも御異存がないところ私は存じます。そういう方向に我持つて行きたい。我々は国民の福祉

ということを考えておる。そこに無理のない、こうした無理のないやり方でそつちに持つて行きたい。ここにデリケートなむずかしさがあるわけでござります。そういうような方向に持つて行きたいのだといふことを言つて行きますけれども、今の医者の技報

はどちらあるかも知れませんけれども、これは人ひとりへによつていろいろな概念を持つてこれに臨んだのではなく

かたからあるかも知れませんけれども、これは人ひとりへによつていろいろな概念を持つてこれに臨んだのではなく

かたからあるかも知れませんけれども、これは人ひとりへによつていろいろな概念を持つてこれに臨んだのではなく

かたからあるかも知れませんけれども、これは人ひとりへによつていろいろな概念を持つてこれに臨んだのではなく

かたからあるかも知れませんけれども、これは人ひとりへによつていろいろな概念を持つてこれに臨んだのではなく

かたからあるかも知れませんけれども、これは人ひとりへによつていろいろな概念を持つてこれに臨んだのではなく

かたからあるかも知れませんけれども、これは人ひとりへによつていろいろな概念を持つてこれに臨んだのではなく

行く制度こそこれは医業分業であるといふうに考えておる次第であります。

○委員長(山下義信君) 医師の薬剤の交付ということにつきましては余り多くお触れにはなりませんのでございま

すね。分業の定義として……齋藤記入。

○証人(齋藤齊君) 医師の薬剤の

交付ということにつきましては余り多くお触れにはなりませんのでございま

術、お医者さんにして果して今の身につけておられるところの技術といふうに思ひます。

○委員長(山下義信君) それがそれで十分かどうか。或いは今まで

身についておる技術では日進月歩して追

えて行けるかどうか。お医者さんが

うのだと、それで自分たちは診療のほうだ

けに専念するのだ、こう言つていらっしゃる。これは誠に正論だと私は思いま

す。ところが世の中のものはどう

かといふことになります。然らばこの

うものは一つしかないのです。二つと

二つとない命といふことです。二つと

ない命なんですね。その二つとない命を

拔つて頂くのはお医者さんです。我々

はこのお医者さんといふものに全幅の

信頼を置いています。このお医者さん

はお医者さんに技術といふものを勵んで

おりと言われておるわけでござります。

これは先の清水さんのお話でそういう

点があり考えられなかつたというこ

とで非常に失望しておるので伺いたい。

これは先の清水さんのお話でそういう

点があり考えられなかつたというこ

とでござります。そういうお医者さんには

二つとない命といふものを守つて頂く

というのが我々の希望して止まない点

頂いて、そしてして我々の一つしかない、

二つとない命といふものを守つて頂く

というのが我々の希望して止まない点

頂いて、そしてして我々の一つしかない、

二つとない命といふものを守つて頂く

のが我々の希望して止まない点

頂いて、そしてして我々の一つしかない、

二つとない命といふものを守つて頂く

のが我々の希望して止まない点

頂いて、そしてして我々の一つしかない、

二つとない命といふものを守つて頂く

のが我々の希望して止まない点

頂いて、そしてして我々の一つしかない、

二つとない命といふものを守つて頂く

のが我々の希望して止まない点

頂いて、そしてして我々の一つしかない、

二つとない命といふものを守つて頂く

がでて来れば、これは医師会の皆様方

もおつしやいます通り薬を出すなんと

いうことは調剤の専門家に任せてしま

うのだ、それで自分たちは診療のほうだ

けに専念するのだ、こう言つていらっしゃる。これは誠に正論だと私は思いま

す。ところが世の中のものはどう

かといふことになります。然らばこの

うものは一つしかないのです。二つと

二つとない命といふを

守つて頂くのはお医者さんです。我々

はこのお医者さんといふものに全幅の

信頼を置いています。このお医者さん

はお医者さんに技術といふものを勵んで

おりと言われておるわけでござります。

これは先の清水さんのお話でそういう

点があり考えられなかつたというこ

とでござります。そういうお医者さんには

二つとない命といふを

守つて頂くのが我々の希望して止ま

ない点

頂いて、そしてして我々の一つしかない、

なたでもこの医療の福祉の向上するところを念願しない人は一人もないと思いません。そつちに行きたいのだけれども、そこに理想論と現実論との間にギヤップが出て来る。そこにいろいろな問題が出来ると私は思います。甚だ簡単であります。

○藤原道子君 そので私ども答申案を拜見いたしましても、今のお話を伺いましたが、御意見はそう無理ないのであります。が、それならば答申案の中に国民の経済能力の向上がなければそれができないということになつておるわけです。それが自然に解決するであろう、ということが出ておるわけですね、答申の中に。その時期を、それならば三十三年頃がその時期だということを、そのお見込で三十三年という結論が出たわけですか。

○証人(齋藤晋君) それはこういうところでございます。今のお医者さん方が薬を出しておられる、これは社会保険で薬治料と申します、その薬治料の中でも、これは一日一剤大体二十三円四十四銭くらいになつております。その中で薬の原価というのが五円何がし、それから診察料みたいなのが十三円何がしかになります。そういうような関係でこの調剤というものを薬剤師のほうにやります。それはどういうふうな関係になります。つて来るかと申しますと、先ほどもちらりになりましたよと申上げましたが、国民の医療費の中の一・六%、年間で大体十七億円強ございません。そういうものがどうして

ても医者の生活を今まで通りに維持するためには、薬剤師のほうに流れてしまうから、医者のほうはそれだけ余り出さなければならんことになります。そういうふうに医者のほうでは現状ままじやいけないんだ、現状のままは医者は、ここにいらつしやるようかたはそんなかたはございませんであります。今取り分だけでは足りない。と今の医者の収入を増してくれなかたがあります。奥さんの着物を売って生活しておる、こういう人があります。開業医のかたは随分お困りますが、開業医のかたは随分お困ります。自分たち一生懸命患者につきで診療のほうをもつと向上させ行くということまでできない、こうすることを言つておられる。そうしての一・六%じや足りない、もつと欲しいといふことを言つておる。先ほど八%というふことを申しました、それなんかも今の社会保険の報酬では足りません。これも賃行料金並みつり社会保険でない患者さんから取る金でございます。その料金ぐらいま自分たちは欲しいんだとおつしやるますね。それはもう少し国民経済のうが豊かになりました、お医者さんほうに十分差上げられるようになれば、そういうときにはそういうもの上げて行けましょうし、そういう時が来れば自然に解決をして行くといふことで、あいう文句がちよつと出るわけです。今昭和三十三年とう言葉はそれはどうしうことから出るかと申しますと、最初に申します。あとは基準を出しました。出来た

こうなる、一・六%くらいになる。但し一・六%というものは先ほどもお話をいたしました通り、これは全体の収支料の中からそれだけのものが行くのである。現に病院等医業分業を現実に行なつてあるところがあるのでありますね。国立病院とかいろいろなものがありますね、ですから一・六%まるくあります。それでこれは計算しなければなりません。ものじやない。それからこの医業分業のやり方なんですね、やり方はどういふふうにやるか、つまりそのやり方によつてこれは計算しなければならない。全国一斉にやればこうなる、それから大都市だけでやればこうなる、それから更にもつと小さくすればどうなる、やる範囲ですね、分業をやる範囲、その分業のやり方によつて、分業のフォームによつてこの医療費はどういうふうにでも影響といふものがなつて来るわけですね。例えばこれから先生だけやる、そういうことによつて全体の医療費の動き方は、影響の仕方は違ひますよ、お医者さうわけですね。ですから今の全体でやるとすれば一・六%くらいだ、今のお医者さんの收入を現状より動かさない、という前提でございますよ。お医者さんの收入を現状より低くもしない、高くもしないという前提的な全体で大体一・六%くらいだ。それを場所を限るとかといふふうなことをすればもつと少くなるということになります。

やつたのだと、こういうことです。齋藤証人の御証言の、先ほどの中にこれも又変つて来る、来るかも知らん、こういうことがあります。それで診療報酬の、又実際の基準ということは避けられると、その診療報酬のあり方についても又変つて来る、来るかも知らん、この度は後返りして診療報酬に関するあの御答申案について再検討を加えられる必要がありますか、ありますか。

これが非常に論点の一つに世間では言われておるわけであります。その点が調査会のほうでは結論をお出しにならずしてそれでそれは一つの件の中で伸縮自在でどうでもきめられるのだと、高くつゝよくなきめ方もできるし、変らんよくなきめ方もできるし、或いは極端に言えば安くなるようなきめ方もできるのだし、ということになりますと、医療費に対する国民の負担の増減が新体制の下ではどうあるかということは調査会のほうではその点は置いておかれまして御答申案ができたよう在我々には感ぜられるのであります。が、その点を藤原委員もお尋ねしたのであります。御証言によりますと、こういうことでは必ずなるのだといふと、それはどうにでもなるのだといふことであつて、どうにでもなるのだといふと困るのであります。が、何かその辺調査会のほうで御審議になりました模様を御証言願いたいと思います。

○有馬英一君 今の証言についてちょっと伺いたいのですがよろしいですか。理解できないところがあるのです。分業のフォームがきまらんとおつしやるのですが、フォームというのはどういうふうにお考えになつていらっしゃいましょうか、私どもは非常に重視しておりますと共に、今おつしやつたような分業のフォームによつてこれは決定されるのならばそのフォームというものをはつきりとこゝで一つお教え願いたいと思います。

○証人(齋藤齊君) 今の第三案の、お手許にあると思いますが、第三案というものを一つ御覽になつて頂きたいと思います。最後の答申案というのです。な、「民事法第二十二條を次の如き趣旨に改正する」というのがございます。「薬剤師でない者は、販売又は授與の目的で調剤してはならない。」それからそのあとの方へ参りまして、「前項の規定に拘らず医師、歯科医師、獣医師は左に掲げる場合に於て自己の処方せんにより自ら調剤することが出来る。」といふ規定を置いてあるのであります。そのあとに「緊急治療上必要ある場合」、「どこぞします。」その次が問題になる。次は「審査機関の審査を経て厚生省令の定めるところはより薬局の分布が充分でない地域を行ふ場合」、「どこぞします。」あるのです。これをはつきりきめて頂きませんと、どういうふうになつて行くのかわからぬのでござります。

○委員長(山下義信君) 赤木証人に伺いますが、今のその医療費の国民負担の増減問題につきまして、大変この点

○証人(赤木朝治君) この点について
は、お話をごとく資料もたくさん出て
おります。調査会においてそれらの資
料を十分検討いたしたのであります
が、答申案となつて出ましたものにつ
きましては、具体的な計算は只今齋藤
証人から申上げましたように、いわゆ
る分業を実施する範囲、程度といふも
のが具体的にならなければ計算をする
ことができない、併しながらこの診療
報酬調査会のほうの答申では、いわゆ
るこの診療の報酬の基準が定めてある
のであります。が、その基準によつて診
療報酬をどういうふうに定めるかとい
うこととは、これは分業問題とはその
と自体は直接関係のないことでもあります
。新らしい診療報酬の体系によつて
やること、これが技術とその他のことを分
けて医療の向上を期する上において有
益であるということは認めておりります
が、あの答申に基いて医療費が高くな
るか安くなるかということは、どう
あるの答申を当てはめるかということに
よつてきまるのであります。ところ
で、あの診療報酬の答申によつて医療
費を高めるような、つまりお医者さん
の取扱を多くするような定め方もでき
ます。併しそれでは国民経済は及ぼす
影響がありますから、そう幾らでも高
くするわけには行かんので、ですから
その点については、国民の負担力を勘

言つてお医者さんの生活を無視するわけには参りませんから、お医者さんの生活も十分考慮してやらなければならぬ。この二つの枠の範囲内において、臨時診療報酬調査会の答申を具体的に数字化する場合には、この枠の範囲内においてきめてもらいたいと、こういう趣旨で答申ができるのであります。そのこと 자체はいわゆる医業分業問題を実施すると否とにかかわらず起る問題があるのであります。医業分業を仮に実施しないといったとしても、臨時診療報酬調査会の答申に基くいわゆる新体制によりまして、医療報酬を高めらる、お医者さんの收入を多くするということだけを行なつてもよろしいのであります。そうなれば、要するに国民の負担において、重き負担を受けるということになるのであります。そのことと自体は、分業問題とはこれは別個の問題であると思うのであります。たゞ診療報酬調査会の答申が分業問題をきめる上の参考にはなりますけれども、そのこと自体できまつておるのでではなく、従つて診療報酬調査会の答申によつて医療費が増減するということはあるけれども、それは分業による増減とは別個の問題であるということを十分御承知置き願いたいと思うのであります。分業によつて医療費が増減を來さるけれども、それは分業による増減とすといふのは、只今齊藤証人からお話をありましたように、国民総医療費の一・六%ですかは、これは理論的に処理しなければならん数字であるのです。その処理しなければならん数を、まあ仮に全面的に分業が行なわれて、つまり從来のこのお医者さんから

たしまして、従来お医者さんは、どこにでも入つておつた一・六%といふものが入らなくなる、こうしたことなんですが、あります。その一・六%は全面的にやつた場合のことであつて、この分業は全面的にやろうといふのではないの字だと思うのであります。なおこので、できるところをやろうと、どうありますするから、そのページは遙かに小さくなつて来て、べき字だと思ふのであります。

一・六%に該当するお医者さんの収入は、従来お医者さんはそれは調剤にトロツテ得ておつた收入面で、それを調剤ということがお医者さんの行為からなるはずなんではありませんから、一・六%を仮にこれを国民が負担したといふしまするならば、お医者さんは従来調剤しておつた時間に対する報酬を調剤しないで、ただ儲けをする、こういう計算になると存ずるのであります。下りまするから、医療費の負担が多くなる、診療料になる、少くなるといふことは、診療費調査会のほうの答申の問題であります。いわゆる分業に関する負担の多くなるか、少くなるかという問題は、一・六%を如何に対処するかという問題であるということを御了解願いたいと存します。どうもお話を伺つておりますと、その二つがとかく混同されておるよう受取れますので、その点を申上げたいと思います。

わざいたいと思うのであります。素朴に我々の印象といたしましては、診療報酬の調査会は、分業の前提として適正な診療報酬のあり方について諮問がなされたものと考えております。やはりそのための答申を待つて、医療制度の問題についての御調査が必然的に……これはその御答申の結果を心待ちにお待ちになつて、そして御審議に相成つたものであります。必然的関係があると思うのであります。従つて診療報酬調査会のあの診療費の基準の出し方、基準といふものの価値は別にいたしまして、あいつの方式ができたということが、分業が可能であるといふ前提をお示しになつたものだらうと思う。そして一番の特徴は技術料といふものの分析、抽出ができるというその可能性をお示しになつて、その技術料といふもののが非常に重要なものであるということを御強調に相成つて、今後の診療報酬の建前としては、その技術料といふものが中心である、技術料というものに対しても国民が十分納得して支拂うような慣習がつくことが必要である。こうお認めになりまして、この医薬制度のほうの分業に関する答申は、その建前ができるるやうに私どもは感じてゐるのであります。そこらに關係がないということになりますと妙なものになつて參りまして、私どもはそういうふうに感じてゐるのでござりますが、如何でござりますましようか。

の増減の問題と、この新制度の下に受療するものの治療費の増減の問題と、私二つあると思う。我々の聞かんとするのは、国民全体の医療費の総数の増減ではなくて、この新制度の下において、分業の下において受療する場合の医療費の負担の増減はどういうふうなお見込であるかということが本問題の相当重点を占めるよう思うのであります。が、それらの点につきまして調査会はあまりお触れにならなかつた、こう伺つてゐるのであります。宮尾謹人につきましてはそれらの点の御所見を承わりたいと思います。

○証人(宮尾武男君) 私は先ほど午前中の証言でも申上げましたように、診療報酬の支拂が適正に行われて、その中には無論技術的なんかが適正に見込まれることが含まれておりますが、そういうものが定められて医療の向上といふことが確保されて行つてこそ分業にして行く価値があるのだと思つてゐる所以であります。午前中も申上げましたように、不幸にして診療報酬の調査会のほうでは方法論しか結論がでない、基準々々というのは方法論であります。かくくにすれば適正な診療報酬が算定できるだらうということなんでありまして、その額がどのくらいになつて、そうして国民生活にはどういう影響があるのかといふ見通しは不幸にしてつけられなかつた。そこに私のこの答申に対しても不満があつたのであります。そういう点で今委員長のおつしやいましたように、その見通しなくして、これを基にして、医療分業の可否をきめる医療制度調査会は、大体どれによつて可否をきめる

か。そういう国民医療費といふものが大体上るか下るのか、或いは社会保険の医療費がどうなるのか、いろいろなことがわからずして可否をきめるのは、大体納得できないじやないかといふに私は考えておつたのであります。そういうことで制度調査会のほうで、私はやはり何と申しますか、いろいろある問題をそのままにして、ただ結論が出た。而も分業問題に対しましては先付小切手の問題がありまして、それが大体相殺になるのかどうかといふことでもこの法律ができても何年か解決してもらわなければ、我々はともかく分業に賛成であります。問題の解決なくして行くのはどうかというふうな感じを抱くのであります。委員長の御質問の趣旨に合いますかどうか……。

たのは、現在行なわれておりまする診療報酬は技術料と薬代とを混合して取つて申がでる、そういうことが適当な診療報酬のあり方でないか、これを技術料といふものとその他の薬価と申しますか、これを分けることができるかどうかということが主眼であると思うのであります。技術料と薬価とを分けることができるということができるという結論に達してあの答申ができたのであります。その技術料と薬価とを分けてこれを評価するといふことができるといふことになりますが、その基礎の上に分業というのが容易に行われる、こういうことで、分業問題を論議する上の参考になります。かよう考えまして委員会は進んでから私どもは理解しているのであります。これを診療報酬調査会の答申に基くいわゆる報酬によつて具体的な数字が現われて、そうちしてそれが国民の医療負担に如何なる結果になるかといふことを見なければ分業問題がまことにないといふものではないと思うのであります。それはそこまでやるものより少しかも知れませんが、今まで行かんでも、技術料と薬代とを分けることができるということの上に分業が適当かどうかということを判断できる、そうちしてそれをやつた上においてどうなるかといふ問題ではない、こち考えるのでこれをお附記して置きたいと思います。

○証人(赤木朝治君) これはこの診療報酬の調査会を継続してなおやつて、よくして少くも社会保険につきましては、社会保険の診療報酬をきめる調査会がござります。その調査会において検討されてよろしいものと考えておられます。又葉その他のものにつきましても、それへ、そういう調査会ができるておりますから、そのほうの調査会であります。こちらの調査会を存続して、そこで検討願つても結構だと思うのであります。従来やつた継続だから便利だらう。ということで継続になされると、とも結構だと思ひますけれども、それがなければできない、こういうものではないと考えております。

い地域はどういうところを考えたらい
いかということは両調査会においては
掘り下げて御検討されたのでありますか
どうか、その点……。

○証人(齋藤齊君) ちよつとそこに念
のためにお話しして置きますけれども、
その計算できなかつたということは、影
響が計算できなかつたということなん
で、第一の例の診療費の基準だけ出し
て置いて、後の具体的な診療費を計算
しなかつたということはちよつと違う
わけなんです。私が申し上げたのは、
国民に対する影響がどのくらいで
あるかといふとの計算が具体的にで
きなかつた、主にそつものほうについ
て申上げておるのであります。お説
の通り一体どのくらいのところまでや
つらいいかということは、これは具
体的にこざいましたとやはり非
常な利害関係その他のものもございま
すし、時間がかかることと思います。

率直に申しますれば、大体こんなとこ
ろはどうだらうかぐらゐの話は委員会
で漫談的にございましたけれども、具
体的にコンクリートな意味合いで漫
談的と申しますが雑談的……漫談的と
いう言葉は訂正いたしました。雑談的に
ございましたが、具体的にしつかりし
た委員会できめようというところまで
の御意向は皆さん委員の間にございま
せんでした。

○石原幹市郎君 じやまあそういう問
題について、或いは厚生省から参考案
をとられるとかどうとかということがあ
つたのかなかつたかということです。
それから診療上必要と認められた場
合、私はここが非常に重要じやないか
と思うのですが、こういう問題につい
てまあ調査会ではどういう場合を予定

しておるとか予定したらよいとかいう
ことの御審議があつたのかないのか、
これは赤木証人から伺つたほうがよい
かも知れませんが……。

○証人(齋藤齊君) それは委員会で以
て問題になりました具体的な問題に触
れております。それから議論が医師
会との間で決定的なところで運びま
せん。結局そういう漠然としたかつ
て書かれたと思ひます。なお

その点は資料に残つておりますから、
当時の幹事でありましたところの厚生
省側が持つておると思いますから、御
必要でありますれば幹事のほうからお
取寄せになつて御覧願いたいと思いま
すが、案ですか。

○石原幹市郎君 今齋藤証人が言われ
た幹事のほうからもつたらよいとい
うのは、幹事のほうから参考案として
医療制度調査会のほうに出された資料
ですか、案ですか。

○証人(齋藤齊君) そのときの議論の
あつた点をまとめたもの、参考的に書
き出したという程度のもの、或いは極
めて前のこととありますから記憶はは
つきりしておらませんが、幹事案とは
つきり名前をつけられた程度のもので
はないかと思います。

○委員長(山下義信君) よろしくござ
います。

○証人(宮尾武男君) 私証言をいたし
ておりまして、大体医業分業制度に反
対のよくなお感じをお與えはしないか
と思いますが、ただ私は医業分業をや
ることについては、その原則として贊
成しているのでございますが、医業分
業がされますと、どうしてもこ
れは私の感じとしまして、どうしても
國民医療費も上るし、社会保険の診療
費も上るのじやないかといふ感じが當
初から強いのであります。そういう点
について具体的にもう少し資料があつ
て、そろしてきめてもらいたいといふ
ことと、いろいろ検討して参りました
間にいろいろ大きな問題はみんな未
解決のままにそのまま残されてい

うかくと書いたという程度のもので
はないのあります。或る程度の考
方は検討をいたしてこういふうに書
いてあるわけであります。何と申しま
すか時間のないことでありましたの
で、これをコンクリートなところまで
書いてこのことは、當時の実情として
できなかつたところであります。

○石原幹市郎君 それでは最後に、大
休調査会で論議され、委員の各位の考
えられた線はこういつものであるとい
うようなことは、先ほど言われた幹事
から資料を求めましたならば大体推測
し得る資料はあると考えて置いてよろ
しうござりますか。

○証人(齋藤齊君) ちよつと幹事側と
相談してよろしくござります。

○委員長(山下義信君) どうぞ御相談
下さつて御証言願います。

○証人(宮尾武男君) その間によろし
うござりますか。

○委員長(山下義信君) よろしくござ
います。

○証人(宮尾武男君) 私証言をいたし
ておりまして、大体医業分業制度に反
対のよくなお感じをお與えはしないか
と思いますが、ただ私は医業分業をや
ることについては、その原則として贊
成しているのでございますが、医業分
業がされますと、どうしてもこ
れは私の感じとしまして、どうしても
國民医療費も上るし、社会保険の診療
費も上るのじやないかといふ感じが當
初から強いのであります。そういう点
について具体的にもう少し資料があつ
て、そろしてきめてもらいたいといふ
ことと、いろいろ検討して参りました
間にいろいろ大きな問題はみんな未
解決のままにそのまま残されてい

そりうるものをお出しになつたのじや
ないか制度が実施されることを希望して
いるのであります。この制度が法律に
なりましたとしても、どういう伏在してお
りますので、今それが残つておるかど
うかということは、ちよつと私は申上
げかねるので、高田課長でも参りま
せん。ならば又よくわかるのじやないかと
思います。

○委員長(山下義信君) わかりまし
た。○齋藤齊君 石原委員からの御
質問であります。二点のうちのあと
のほうの点、第二号のほうの問題につ
きましては、委員会で問題になりまし
たのは、行政区域で以てやつたらどう
かという案が一つ出て来ましたけれど
も、それじや誠に実情にそぐわない、
かたわらに薬局があるといふようなと
ころはやっぱり入れたらどうかという
ような案がありました。なおこれを実
際具体的に法文化する上において、按
術上の問題として果してそういうこと
ができるかどうか、非常に面倒な條文
になります。そういうような議
論が交されたことだけは覚えておりま
す。距離制限と行政区域の両方を併用
したらどうかというような話合いがあ
りましたときに、これの答申は急い
ります。まあ実際問題としてここで
きめなくともあとで以てきめられる問
題だといふふうな皆さんの御意向だつ
たと私は思つております。

○証人(赤木朝治君) 急がなければな
らなかつた事情を詳細に申上げたいの
であります。が、多少遠慮しなければな
らんとともにござりますので、今日
は申上げませんが、この調査会が設け
られましたときに、これの答申は急い
でやつてももらいたい、次の国会に間に
合つようになつてもらいたいといふこと
でございまして、それでこの国会に
間に合わすようにということで急いだ
様子であります。これにはお役所のほ
うの希望ございましょうし、各方面
の御都合もあつたことと存じます
が、結論はどうなるにいたしましても
この国会に間に合つよう結論を出す
といふことが我々の任務であつたと考
えます。

○証人(齋藤齊君) それは当時書いた
ものがありました。メモ的に書いたも
のがありました。それから今果してそ
れが残つておるかどうかわかりません
けれども、當時確かにこれを医師会側

からもたしかにお出しになつたのじや
ないかと想つておりますが、これは
デリケートな問題ですからそうちやむ
に藝つた問題でないで、たしか書
いたものがいろいろ検討した際にもあ
りますので、今それが残つておるかど
うかということは、ちよつと私は申上
げかねるので、高田課長でも参りま
せん。ならば又よくわかるのじやないかと
思います。

○齋藤齊君 今宮尾証人からいろいろ
重大的な問題が未解決のままで進めら
れておるというお話を、今朝から伺つ
たのは、行政区域で以てやつたらどう
かという案が一つ出て来ましたけれど
も、それじや誠に実情にそぐわない、
かたわらに薬局があるといふようなと
ころはやっぱり入れたらどうかといふ
ような案がありました。なおこれを実
際具体的に法文化する上において、按
術上の問題として果してそういうこと
ができるかどうか、非常に面倒な條文
になります。そういうような議
論が交されたことだけは覚えておりま
す。距離制限と行政区域の両方を併用
したらどうかといふような話合いがあ
りましたときに、これの答申は急い
ります。まあ実際問題としてここで
きめなくともあとで以てきめられる問
題だといふふうな皆さんの御意向だつ
たと私は思つております。

○証人(赤木朝治君) 一のはうは、診療上
必要があると認められるほうは別に何
もないのですか。

○齋藤齊君 内部で問題になりま
して、この程度で書けばいいだろう
ということでありまして、これをただ

すが、これは政府提案で現在出ております

ます。ですが、そろすると、この国会に是非早くかけたいからという希望は、これは政府の意見だと、そういうふうに解釈してよろしうございますか。

○証人(赤木朝治君) これは一つ政府

のほうへ聞いて下さい。私どもはこの国会に間に合ふようになつておる。

○藤森眞治君 どういうふうな御解釈……。

○証人(赤木朝治君) この国会に間に合ふようになつておらいたいという要望であります。その要望に副つたわけありますから……。

○証人(赤木朝治君) それはどこから言って……。

○証人(赤木朝治君) それは政府のほうへお聞き願いたい。

○藤森眞治君 政府のほうに聞けといふのですか。

○証人(赤木朝治君) 政府のほうへお聞き願いたい。

○委員長(山下義信君) 他に御質問ございませんか。御質疑がなければ本日はこの程度に止めて置きたいと存じます。

なお本日御欠席の証人につきましては、近く適当な機会に御出席願ふことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

証人のかたへには御多忙中大変御無理を申上げまして有益な御証言を頂きましたて感謝に堪えません。有難うございました。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時五十二分散会

出席者は左の通り。

委員長

理事

山下 義信君

委員

小杉 駿安君

井上なつゑ君

有馬 英一君

藤森 真治君

中山 寿彦君

河崎 ナツ君

藤原 道子君

谷口 弘三郎君

松原 一彦君

事務局側
常任委員会専門員
常任委員会専門員

監査会長、臨時医
薬制度調査会長
調査会副会長

臨時診療報酬調
査会委員
臨時診療報酬
調査会委員

臨時医薬制度
調査会委員

草間 弘司君
多田 仁己君
赤木 朝治君
齋藤 齊君
宮尾 武男君
清水 文君
塙田 廣重君

昭和二十六年五月十八日印刷

昭和二十六年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 庁